

平成 28 年 12 月

お客様各位

BILL OF LADING 改訂のご案内

平素より弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

SOLAS 条約の改正により、2016 年 7 月 1 日以降国際輸送を行うコンテナについては、条約に定められた方法で得られたコンテナ総重量 (Verified Gross Mass) をコンテナ船積み前に船長またはターミナルに申告することが義務付けられております。

この条約改正に対応するため、2017 年 1 月 1 日より弊社 Bill of Lading にも新たに SOLAS Chapter VI Regulation 2 Compliance Clause を追加、同時に Carrier's Container Clause、Special Container Clause、Lien Clause を一部訂正いたしましたのでご案内申し上げます。

追加・変更要旨

第 15 条 SOLAS Chapter VI Regulation 2 Compliance Clause (新規)

SOLAS Chapter VI Regulation 2 を B/L に摂取いたしました。

(1) 荷送人はターミナルまたは運送人の定める締め切りのどちらか早いほうまでに、条約で定められた方法で得られたコンテナ総重量を運送人に申告する。また、運送人はコンテナの重量を計測する義務を負わない。

(2) 上記締め切りまでにコンテナ総重量の申告がなかった場合には、運送人は当該コンテナの船積み拒否し、次に可能な本船に船積みする、あるいは船積みしない自由を有する。この権利の行使による、貨物の延着について、運送人は責任を負わない。

(3) 必要と判断した場合には、運送人またはターミナルはコンテナ総重量を計測する自由を有し、荷送人はそれによって得られたコンテナ総重量を船積みに関わる適正なコンテナ総重量と認め、計測に関わる費用を負担する。

(4) 荷送人によって申告されたコンテナ総重量と、運送人またはターミナルの計測によるコンテナ総重量の誤差が $\pm 2.5\%$ を超える場合には、運送人は船積み拒否する権利を有する。

(5) 荷送人によってコンテナ総重量が正しく申告されなかった場合には、荷送人はそれによって発生した追加費用 (デッドフレート、デマレージ、保管料、通関費用、罰金等を含む) の一切を負担する。

(6) コンテナ最大積載可能重量を超過する貨物は、いかなる場合であっても船積みされない

第 12 条 Carrier's Container (一部変更)

- (3) 運送人のコンテナ未返却に起因する荷主負担費用の内容をより明確にするため、コンテナ清掃費用が含まれることを明記いたしました。

第 14 条 Special Container (一部変更)

- 冷凍コンテナは輸送と保管のための機器であり、所定の温度で積載されなかった貨物を所定の温度に冷却、調整するものではなく、貨物温度が所定の温度と異なる温度で積載されたことに起因する貨物損害については運送人の責任ではないことを明記いたしました。
- CA 輸送の増加を考慮し、CA コンテナについて記載を追加いたしました。

第 23 条 (旧第 22 条) Lien

- 運送人が先取特権行使可能となるタイミングを明確化するため、従来は貨物が「相当期間内に (during a reasonable time)」引取りを請求されないときとしていたものを、45 日と明記いたしました。貨物が引き取られず 45 日を過ぎれば運送人は先取特権行使可能ですが、必ずしも行使するものではなく、Free Time について別途取り決めがある場合には、そちらが優先いたします。

その他条項

その他条項については、読みやすさ等の観点から、語順を変える、箇条書きにするなどの変更を行いました。権利義務の変更を伴う変更は行っておりません。

以上